

# 2025年3月期有価証券報告書の留意点(2/2)

Seiwa Newsletter May. 2025 (Vol.113)

RSM 清和監査法人 公認会計士 平澤 優

有価証券報告書の記載内容の適切性の確保の観点から金融庁が毎年実施する「有価証券報告書レビュー」について、先月と今月の2回にわたり紹介していきます。先月号Vol.112では、2024年度に新たに識別された課題等と関連する開示の好事例を採り上げました。今月号では2025年度のレビュー対象項目を中心に、関連する開示の好事例やその他の有価証券報告書記載上の改正点を解説いたします。

2025年度のレビューは、2025年3月期から新たな類型の開示要求が明確化された「重要な契約」のほか、過年度から継続してサステナビリティに関する企業の取組の開示や政策保有株式関連の開示を含むコーポレート・ガバナンスに関する開示が対象となります。このほか、有価証券報告書の株主総会前開示への取組状況についても調査が実施されます。

### (1) 重要な契約等の開示

2024年4月に施行された改正開示府令等により、「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容が明確化されました。合併や事業譲渡といった従来から規定されている組織再編関連等に加えて、以下の3つの類型の開示が要求されることになります。

### 【株主とのガバナンスに関する合意】

株主との間で以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を 含む契約(重要性の乏しいものを除く)を締結している場 合、当該契約の概要、合意の目的、取締役会における検討 状況及びガバナンスへの影響等を具体的に記載する。

- (a) 役員候補者を指名する権利を株主が有する旨の合意
- (b) 株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
- (c) 株主総会又は取締役会において決議すべき事項について株主の事前の承諾を要する旨の合意

#### 【株主との株主保有株式の処分・買増し等に関する合意】

大量保有報告書を提出した株主との間で以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く)を締結している場合、当該契約の概要、合意の目的及び取締役会における検討状況等を具体的に記載する。

- (a) 株主による保有株式の譲渡その他の処分について会社 の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 会社・株主間で定めた株式保有割合を超えて株式を保 有することを制限する旨の合意
- (c) 会社による株式の発行その他の行為が株主の株式保 有割合の減少を伴うものである場合、当該株主がその

Copyright (C) 2025 RSM Seiwa All right reserved.

株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 契約解消時に株主保有株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨の合意

### 【ローン契約と社債に付される財務上の特約】

財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合には(同種の契約・社債はその負債の額を合算する)、当該契約又は社債の概要(契約・発行又は特約が付された年月日、期末残高及び弁済・償還期限並びに担保の内容等)及び財務上の特約の内容を記載する。

なお、開示府令において列挙された類型について開示すれば 良いものではなく、これまで開示していなかった契約等のうち投資 意思決定において重要と考えられるものがある場合には、今回 の改正を機に開示の充実を図ることが期待されます。その際、秘 匿性の高いもの等を除き、契約上の守秘義務を理由として開 示対象から外すことについて合理的な説明を行うことは難しいと 考えられるため、積極的な開示を行うことが有用です。

### 好事例①:株式会社紀文食品 2024年3月期

(有価証券報告書P37、好事例集9-5)

- 資本業務提携先が取締役候補者1名を推薦できる権利 を有する旨の合意について端的に記載
- 上記推薦を受けた際の対応内容として、当該候補者を株 主総会に上程するまでの過程について具体的に記載

#### 好事例②:株式会社ブイキューブ 2023年12月期

(有価証券報告書P19,30,78、好事例集9-7)

- 借入契約の概要と財務制限条項の内容を具体的に記載するとともに、財務制限条項に抵触する見込みである旨と 詳細の参照先(連結貸借対照表関係等)を記載
- 上記の要因や解消のための施策を具体的に記載するとともに、金融機関から期限の利益の喪失の権利不行使の同意を得ている旨を記載

## 好事例③: ミニストップ株式会社 2024年2月期

(有価証券報告書P23,33~35、好事例集9-9~10)

- フランチャイズ契約により徴収する金額や料率、フランチャイズ権の内容、経営指導に関する事項等を具体的に記載
- フランチャイズ契約等に関するリスクを端的に記載するととも に、リスクに備えるための取組を具体的に記載

#### (2) 政策保有株式に関する開示

過去の有価証券報告書レビューにおいて、政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で区分変更した事案や、発行者から売却の合意を得て区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定がない事案など、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別されました。

これを受けて、2025年3月期の有価証券報告書から、最近 5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的 を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限 る)について、以下の開示が求められます。

- 銘柄
- 株式数
- 貸借対照表計上額
- 変更年度
- 変更理由及び変更後の保有又は売却に関する方針

有価証券報告書を提出する全企業を対象に実施される調査票による調査において、上記改正点や先月号Vol.112で紹介したその他の課題等に関して7つの調査項目が設けられているため、これをチェックリスト的に用いて開示の網羅性や十分性を検証することが有用です。

#### (3) 訂正内部統制報告書における記載事項

2024年度に法令改正等関係審査の一環としてレビューが行われた訂正内部統制報告書の記載事項について、2025年度も引き続きレビュー対象となります。詳細は先月号Vol.112を参照ください。

なお、前述の調査票において以下の調査が行われます。内部統制の評価範囲及び決定プロセスの適切性並びに内部統制報告書における記載の十分性についてあらためて見直してください。

内部統制報告書の「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」において、財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した根拠を簡潔に記載していますか。また、財務報告に係る内部統制の評価の範囲の記載に関しては、次の事項について、決定した事由を含めて記載していますか。

- (a) 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合
- (b) 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部 統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に 選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
- (c) 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加 した事業拠点及び業務プロセス

#### (4) 株主総会前の適切な情報提供

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。一方で、2023年4月期から2024年3月期において株主総会前に有価証券報告書を開示した上場会社は57社(全体の1.5%)にとどまっています。

このような足元の状況を踏まえて、今年3月に金融担当大臣から株主総会前の適切な状況提供について、本来は株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出することが望ましいものの、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在することから、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することを検討するよう要請が行われました。併せて前述の調査票においても、総会前開示の予定年度や当面実施する予定がない場合はその理由について回答が求められています。あらたに総会前開示を行おうとする場合、開示体制・スケジュールの見直しや監査法人との調整に留意ください。

### (5) 有価証券報告書作成に係るその他の改正点

① スタートアップへの資金供給の促進関係

事後交付型株式による株券の交付による発行済株式総数、 資本金及び資本準備金の増加については、「発行済株式総数、 資本金等の推移」に事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、 事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に 記載することが求められます。

### ② 法人税等会計基準に関する事項

法人税等会計基準の改正(詳細はVol.110「2025年3 月期決算留意事項」参照)に伴い、「主要な経営指標等の推移」の脚注や「会計方針の変更等」に所要の記載が必要なほか、「連結包括利益計算書関係」の「税効果額」等の項目の記載が「法人税等及び税効果額」等に変わります。

### ③ グローバル・ミニマム課税制度に関する開示

グローバル・ミニマム課税制度(詳細は**Vol.110**参照)の適用により、「長期未払法人税等」の表示科目や、「国際最低課税額に対する法人税等」の表示科目又は注記が生じる可能性があります。

### ④ 防衛特別法人税の導入に関する事項

防衛特別法人税(詳細はVol.110参照)の導入により、「税効果会計関係」において、税法の改正に伴い、法人税等の税率が変更された場合の記載を要する可能性があります。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。 https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact